

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府 令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一四)

### 〔省 令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務三三)  
○財務省組織規則の一部を改正する省令(財務七)  
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産一六)  
○承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令(同一七)  
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業一一)

### 〔規 則〕

○人事院規則一三一一(不利益処分についての不服申立て)の一部を改正する人事院規則(人事院一三一―一三三)

### 〔告 示〕

○過疎地域を区域とする市町村を公示する件(総務・農林水産・国土交通三四)  
○過疎地域自立促進特別措置法第三十三條第一項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件(同三五)  
○過疎地域自立促進特別措置法第三十三條第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件(同三六)  
○過疎地域自立促進特別措置法附則第七條前段の規定が適用される区域を公示する件(同三七)  
○過疎地域自立促進特別措置法附則第五條第二項の規定が適用される市町村を公示する件(同三八)  
○電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第二條第一項の規定による登記所の指定に関する件(法務一一八)  
○日本国に帰化を許可する件(同一一九)  
○平成十七年度科学研究費補助金(特定奨励費)における事業計画調書の提出期限等を定める件(文部科学二〇)  
○原子力災害対策特別措置法第十二條第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策拠点施設を指定する件の一部を改正する件(同一二一)  
○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件(文部科学・経済産業一)  
○重要文化財を管理すべき地方公共団体を定める件(文化庁七)

○公共職業安定所の出張所の管轄区域の一部を改正する件(厚生労働四四)  
○健康保険の事務の一部を行わせる地域として指定した件の一部を改正する件(社会保険庁一四)  
○租税特別措置法施行令第十七條第二項第四号及び第三十九條の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(農林水産三六五)  
○森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の一部を改正する件(同三六六)  
○保安林の指定する件(同三七七)  
○保安林の指定施業要件を変更する件(同三七七)  
○原子力災害対策特別措置法第十二條第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策拠点施設を指定する件の一部を改正する件(経済産業四一)  
○供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を定める件(同四二)  
○経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八條第一項に規定する指定発給機関を指定した件(同四三)  
○高速自動車国道に関する件(国土交通二二五)  
○工事が完了した件(同二二六)  
○能登空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件(同二二七)  
○能登空港について告示した事項に変更があった件(同二二八)

○河川法施行規則の規定により登録試験として登録した件(同二二九)  
○河川法施行規則の規定により登録研修として登録した件(同三〇〇)  
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三條の規定に基づき暴力団を指定する件(広島県公安委一一三)  
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三條の規定に基づき暴力団を指定する件(福岡県公安委三五)

〔国会事項〕  
〔人事異動〕  
〔皇室事項〕  
〔官庁報告〕  
官庁事項  
昭和五十九年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件(人事院公示五)  
労働  
争議行為の通知の公表について(厚生労働省)  
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五條の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(同)  
国家試験  
平成十七年度防衛庁職員採用試験実施計画(防衛庁)  
(以下次のページへ続く)



(一) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
(二) 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

- 阿賀野市・加茂市・魚沼市・五泉市・三条市・糸魚川市・十日町市・小千谷市・上越市・新井市・新発田市・長岡市・栃尾市・南魚沼市・岩船郡関川村・神林村・北魚沼郡川口町・北蒲原郡黒川村・古志郡山古志村・三島郡三島町・出雲崎町・和島村・中魚沼郡中里村・津南町・中蒲原郡村松町・中頸城郡妙高村・西蒲原郡巻町・岩室村・分水町・西頸城郡青海町・能生町・東蒲原郡三川村・鹿瀬町・上川村・津川町・東頸城郡松代町・松之山町・南魚沼郡塩沢町・湯沢町・南蒲原郡下田村(以上四十市町村)について次の図に示す部分に限る。

- 阿賀野市・加茂市・魚沼市・見附市・五泉市・糸魚川市・十日町市・小千谷市・上越市・新井市・新発田市・長岡市・栃尾市・南魚沼市・岩船郡関川村・刈羽郡小国町・北魚沼郡川口町・北蒲原郡黒川村・古志郡山古志村・三島郡越路町・三島町・寺泊町・出雲崎町・与板町・和島村・中魚沼郡川西町・中里村・津南町・中蒲原郡村松町・中頸城郡妙高村・高原町・妙高村・西蒲原郡巻町・弥彦村・西頸城郡青海町・能生町・東蒲原郡三川村・鹿瀬町・上川村・東頸城郡松代町・松之山町・南魚沼郡塩沢町・湯沢町・南蒲原郡栄町・下田村・田上町(以上四十五市町村)について次の図に示す部分に限る。
- (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- (4) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 新潟県加茂市・魚沼市・見附市・五泉市・三条市・糸魚川市・十日町市・小千谷市・上越市・新井市・新津市・長岡市・栃尾市・南魚沼市・岩船郡関川村・神林村・刈羽郡小国町・北魚沼郡川口町・北蒲原郡黒川村・中条町・古志郡山古志村・三島郡与板町・越路町・三島町・寺泊町・出雲崎町・和島村・中魚沼郡川西町・中里村・津南町・中蒲原郡村松町・中頸城郡妙高町・西蒲原郡分水町・弥彦村・西頸城郡青海町・能生町・東蒲原郡三川村・鹿瀬町・上川村・津川町・東頸城郡松代町・松之山町・南魚沼郡塩沢町・湯沢町・南蒲原郡栄町・下田村・田上町(以上四十七市町村)について次の図に示す部分に限る。

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備  
(三) 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

- 見附市・糸魚川市・長岡市・栃尾市・南魚沼市・北蒲原郡中条町・中魚沼郡中里村・西頸城郡青海町・東頸城郡松代町・南蒲原郡栄町(以上十市町村)について次の図に示す部分に限る。
- (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。

加茂市・魚沼市・見附市・五泉市・三条市・糸魚川市・十日町市・小千谷市・上越市・新井市・新津市・長岡市・栃尾市・南魚沼市・岩船郡関川村・神林村・刈羽郡小国町・北魚沼郡川口町・北蒲原郡黒川村・古志郡山古志村・三島郡与板町・越路町・三島町・寺泊町・出雲崎町・和島村・中魚沼郡川西町・中里村・津南町・中蒲原郡村松町・中頸城郡妙高町・高原町・西蒲原郡分水町・弥彦村・西頸城郡青海町・能生町・東蒲原郡三川村・鹿瀬町・上川村・津川町・東頸城郡松代町・松之山町・南魚沼郡塩沢町・湯沢町・南蒲原郡栄町・下田村・田上町(以上四十六市町村)について次の図に示す部分に限る。

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(4) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
四(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 新潟県三島郡寺泊町(次の図に示す部分に限る。)  
(二) 保安林として指定された目的 飛砂の防備  
(三) 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。  
○経済産業省告示第四十一号  
原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十二条第一項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第三百九十八号(原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策拠点施設を指定する件)のき、緊急性を要するに改正し、平成十七年三月一日から施行する。  
平成十七年三月一日  
経済産業大臣 中川 昭一

○経済産業省告示第四十三号  
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成十六年法律第百四十三号)第八條第一項に規定する指定発給機関を次のように指定したので、同法第二十四條第一項の規定に基づき告示する。  
平成十七年三月一日  
経済産業大臣 中川 昭一

表核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターの項中「上齋原村オフサイトセンター」を「上齋原オフサイトセンター」に、「上齋原村」を「鏡野町上齋原」に改める。  
○経済産業省告示第四十二号  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)第四十四條第二号イロの規定に基づき、供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成十七年三月一日  
経済産業大臣 中川 昭一  
供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示  
供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示(平成九年通商産業省告示第百二十七号)の一部を次のように改正する。  
第五條中「本文」の下に「及び規則第四十四條第二号イロ」を加え、同條第一号中「ハ」の下に「並びに規則第四十四條第二号イロ(イ)及び(ロ)を加え、同條第二号中「ロ」の下に「及び規則第四十四條第二号イロ(ロ)を加え、同條第三号中「ハ」の下に「及び規則第四十四條第二号イロ(ロ)を加え、第六條中「ただし書」の下に「及び第四十四條第二号イロ(ロ)を加え、」を加える。  
この告示は、平成十七年四月一日から施行する。  
附則

指定発給機関の名称	指定発給機関の住所	発給事務を行う事務所の所在地	指定発給機関が行う発給事務の区分
札幌商工会議所	北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地の一	北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地の一	関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第一から第二十一部に該当する物品
仙台商工会議所	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号	関税定率法別表第一から第二十一部に該当する物品